

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令案参照条文

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）

（船舶からの廃棄物の排出の禁止）

第十条（略）

2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、適用しない。

一 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるふん尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物（以下「ふん尿等」という。）の排出（総トン数又は搭載人員の規模が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶からの政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてする排出に限る。）

二 六（略）

3 6（略）

（船舶発生廃棄物汚染防止規程）

第十条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定めるところにより、船舶発生廃棄物（当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物その他の政令で定める廃棄物をいう。以下同じ。）の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項について、船舶発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

2 (略)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）（抄）

第五条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条の四を第十条の五とし、第十条の三第一項中「一 国の港と他の国の港との間の航海をいう。以下同じ。」を削り、同条を第十条の四とし、第十条の二を第十条の三とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（ふん尿等による海洋の汚染の防止のための設備）

第十条の二 船舶所有者は、前条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶（一国の港と他の国の港との間の航海（以下「国際航海」という。）に従事させるものに限る。）に、ふん尿等排出防止設備（船舶内で生ずるふん尿等の船舶内における貯蔵又は処理のための設備をいう。以下同じ。）を設置しなければならない。

2 前項の規定によるふん尿等排出防止設備の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

（略）

（施行期日）

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一〜七 （略）

八 第五条並びに附則第十一条及び第十二条の規定 議定書により条約附属書 が日本国について効力を

生ずる日

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

別表第一の四（第一条の六関係）

海域名	海域の範囲
（略）	（略）
南極海域	南緯六十度以南の海域
（略）	（略）

港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（抄）

（港及びその区域）

第二条 この法律を適用する港及びその区域は、政令で定める。

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）

（我が国の法令の適用）

第三条（略）

2（略）

3 前二項の規定による我が国の法令の適用に関しては、当該法令が適用される水域が我が国の領域外であることその他当該水域における特別の事情を考慮して合理的に必要なと認められる範囲内において、政令で、当該法令の適用関係の整理又は調整のため必要な事項を定めることができる。